

小児かかりつけ医制度をはじめます

2016年から国は「お子様のかかりつけ医をもちましょう」という方針を打ち出しました。その結果「小児かかりつけ医制度」が始まりました。

風邪などの病気の治療だけでなく、予防接種や乳幼児健診、育児に関する相談など、子どもの成長を幅広く継続的にサポートする小児科医を持つことを推奨する制度です。

当院も厚生労働省から「小児かかりつけ医制度」を担う医療機関として認定されました。

対象

6歳未満で、すがわら小児クリニックを継続して受診されている方（4回以上、予防接種だけでも可）で、当院をかかりつけ医として同意し登録された方が対象です。

登録は任意で、解除は申し出があればいつでも可能です。

医療機関は「小児かかりつけ診療料」を算定いたします（受給者証をお持ちの多くの方にとって費用負担はありません）。

かかりつけ医登録はひとつの医療機関のみですが、他院を受診されることには制限はありません。他院からの変更も可能ですが、その場合はお手数ですが、登録されたクリニックにて解除したい旨をお伝えください。また当院で登録された方で、転居などに伴い他のクリニックに変更した場合はお気軽にお知らせください。

「小児かかりつけ医」登録をすると

- 風邪や胃腸炎などの急な病気・体調不良の際にかかりつけ医として診療を行います。
- 便秘、喘息、アトピーなど慢性的な病気の診療を行います。
- 予防接種の接種状況を確認し、接種の時期についての指導を行います。
また、予防接種の有効性・安全性に関する情報提供を行います。
- 発達段階に応じた助言・指導等を行い、健康相談に応じます。
- 必要な場合は連携している医療機関への紹介を行います。

当院にてやむを得ず対応できない場合には、小児救急電話相談などへご相談下さい。

連絡先：小児救急電話相談「 # 8000 」 ※午後7時～翌朝8時まで

医療法人 すがわら小児クリニック 理事長 菅原 秀典

以上の内容を理解した上で、すがわら小児クリニックをかかりつけ医とすることに同意します。

____年 ____月 ____日

お子様氏名

保護者様氏名